

八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金誓約書

本補助金の交付を受けるにあたり、次の要件を満たしていることについて誓約します。
なお、要件や添付資料に誤りがある場合、本補助金の交付を受けられないことに一切の異議を申し立てず、本補助金の申請や工事等に要した費用は自ら負担いたします。

	要件	要件確認欄
太陽光設備	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。	☐
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。	☐
	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	☐
	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	☐
	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	☐
	需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。	☐
蓄電設備	本補助金により導入する設備の付帯設備であること。	☐
	原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。	☐
	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	☐
	複数業者からの見積の取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うなど、12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めたこと。	☐
	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。	☐
	性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	☐
	蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又はIEC62619 の規格を満足すること。	☐
	蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。	☐
その他	震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。	☐
	保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。	☐
	高効率給湯機器：従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。	☐
	コージェネレーションシステム：都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。	☐
	その他「八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱」の条件を満たしていること。	☐

※申請する設備ごとにチェックをしてください。

令和 年 月 日	申請者	(自筆)
----------	-----	------